

## 資料編

### 【1】計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和5（2023）年6～7月	「健康や食育についてのアンケート」実施
令和5（2023）年10月17～20日	「関係団体ヒアリング」実施
令和5（2023）年11月16日	第1回 健康たけはら21及び食育推進行動計画並びに自殺対策計画推進委員会
令和6（2024）年1月25日	第2回 健康たけはら21及び食育推進行動計画並びに自殺対策計画推進委員会
令和6（2024）年1月30日～2月29日	パブリックコメント

### 【2】関係団体ヒアリング 対象団体

対象団体
NPO法人ふれあい館ひろしま
医療法人社団恵宣会 地域生活支援センター365
竹原市社会福祉協議会
竹原市民生委員児童委員協議会
一般社団法人 竹原地区医師会
竹原市社会福祉協議会 地域包括支援センター
竹原市食生活改善推進委員会
竹原・豊田歯科医師会
竹原商工会議所
竹原市女性連絡協議会
竹原市小学校校長会
竹原市保育連盟
竹原市PTA連合会
竹原市自治会連合会
竹原市老人クラブ連合会
竹原市中学校校長会
一般社団法人 竹原薬剤師会
竹原市公衆衛生推進協議会
竹原市ボランティアグループ連絡協議会

**【3】健康たけはら21及び食育推進行動計画並びに自殺対策計画推進委員会設置要綱**

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づく健康たけはら21及び食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項の規定に基づく食育推進行動計画並びに自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づく自殺対策計画(以下これらを「計画」という。)を策定し、生涯を通じて市民の健康づくり及び食育推進運動を推進するため、健康たけはら21及び食育推進行動計画並びに自殺対策計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況及び評価に関すること。
- (3) その他計画の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織及び委員)

第3条 委員会の委員の定数は、20人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健、医療、福祉団体等の関係者
- (2) 教育機関の関係者
- (3) 市民組織の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 農業、魚業又は商業団体の関係者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議事に関し必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(任期)

第5条 委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民福祉部健康福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、委員会の最初の会議は、市長が招集する。

3 この告示の施行後最初に委嘱又は任命される委員会の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

## 【4】健康たけはら21及び食育推進行動計画並びに自殺対策計画推進委員会名簿

任期 令和5年8月31日～令和8年3月31日

団体名	職名等	氏名
一般社団法人竹原地区医師会	副会長	城原 直樹
竹原・豊田歯科医師会	理事	米田 哲也
一般社団法人 竹原薬剤師会	理事	中山 陽治
竹原市小学校校長会	竹原小学校校長	吉本 康隆
竹原市中学校校長会	竹原中学校校長	九十九 邦守
竹原市保育連盟	副保育士会長	古重 理恵
竹原商工会議所	理事	原田 成子
竹原市自治会連合会	副会長	栄谷 繁清
竹原市民生委員児童委員協議会	会長	角本 松樹
竹原市女性連絡協議会	事務局長	荒川 幸子
竹原市老人クラブ連合会	副会長	高田 博美
竹原市社会福祉協議会	包括支援センター所長	酒井 利恵
日本赤十字広島看護大学	特任教授	水馬 朋子
広島県西部東保健所	保健課長	間世田 かおり
NPO 法人ふれあい館ひろしま	相談員	神崎 美幸
医療法人社団恵宣会	管理者兼主任相談支援専門員	石原 裕子
竹原市教育委員会	教育次長	沖本 太
竹原市	市民福祉部長	塚原 一俊

(順不同)



竹原市第3次健康たけはら21・第3次食育推進行動計画・第2次自殺対策計画

---

発行年月／令和6(2024)年3月

編集・発行／竹原市市民福祉部健康福祉課

〒725-0026 広島県竹原市中央三丁目14番1号

(竹原市保健センター)

TEL:0846-22-7157

FAX:0846-22-7158

E-mail:kenkou@city.takehara.lg.jp

URL:<https://www.city.takehara.lg.jp>